



石川 康弘 議員
(拓政会)

問 地域共生社会の実現を

答 福祉課に「よろず相談窓口」を設け「断らない相談支援」に取り組んでいる

問 私たちの地域は、あらゆる生活領域の中でさまざまなことを自らの力で、また、家庭や地域で助け合いながら生活が成り立っていた。しかし、現在は、少子高齢化、人口減少など社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化、人と人のつながりの希薄化などにより「8050問題」や、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、制度・分野を超えた複合的な課題を抱えた人々が増えている。

これらを改善するため「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が今年4月から施行される。改正法では、介護・障がい者福祉・子育て・生活困窮の相談支援事業を関係機関や地域住民と連携し、一体となつて実施して「断らない相談支援体制」を構築するとある。今回の法改正に伴い本町の地域共生社会の実現について以下の点を伺う。

(1) 地域包括支援センターの現状と課題は。

(2) 多機関と協働による包括的支援体制の認識と対応は。

(3) 断らない相談の実現は。

町長 (1) 平成18年4月に地域包括支援センターを設置し、保健師や主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職を配置して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスや住まい、生活支援、医療や介護に限らず、高齢者やその家族の多様なニーズに対応するための総合相談窓口を設置するとともに、民生委員や近隣にお住まいの住民の協力をいただきながら生活課題の把握に努めている。

令和2年度の相談件数は、令和3年2月末現在、1055件となっており、主な内訳は、在宅サービスに係る相談が548件、認知症に係る相談が187件、施設サービスに係る相談が91件となつて

おり、相談の内容に応じた情報提供や必要なサービスにつなぐなどの支援を行っている。

少子高齢化が進行する中、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症を患っている方が認知症の方を介護する認知介護、8050問題など、一つの世帯で複数の課題を抱えている場合は、地域包括支援センターのみで解決することが困難なケースもある。そのような場合は、現状においても民生委員や社会福祉協議会などと連携して対応しているが、今後、さらに重層的な課題を抱えた相談件数の増加が予想され、専門的な機関との連携をより一層密にしながら対応することが必要と考えている。

(2) 多機関と協働による包括的支援体制とは、住民の抱える多様化・複雑化した課題や、従来の縦割りの相談体制では十分に対応できない、いわゆる制度の狭間の課題の解決を図るため、各制度の相談支援機関と協働して包括的・総合的な相談支援ができる体制を指すものと

と考えている。本町においては、介護、子育て、障がいや生活困窮などの複合的な相談に対して、庁内の関係部署と連携を図りながら、本人の困りごとやニーズを整理し、社会福祉協議会やとちぎ生活安心センターなど適切な関係機関につなぎ、必要な支援やサービスが受けられるよう連携を図りながら対応している。

(3) 国は、新たな補助事業である「重層的支援体制整備事業」のメニューの一つとして「断らない相談支援」体制の構築に支援を行うとしている。本町では、福祉課で実施している「よろず相談窓口」において、生活相談のほか、子供や親の介護に関する困りごとなどのさまざまな問題について、関係する部署と連携を図りながら一緒に相談を受けるなどの対応を行っており既に「断らない相談支援」に取り組んでいる。

【解説】

「8050問題」とは、子どものおひきこもり状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢化により収入が途絶えたり、病気や要介護状態になることで、家族が経済的に孤立・困窮する問題。象徴的な年代として「80代の親と50代のおひきこもりの子」を意味している。